

令和 5（2023）年度 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会

【基本方針】(案)

社会福祉法人制度改革や地域共生社会の実現に向けた制度改革、社会福祉法・介護保険法等の改正、新型コロナウイルス感染症の影響による地域生活課題の変化等を踏まえ、社会福祉をめぐる諸制度が大きく変革する中で、国においては、現役世代の減少が顕著になる 2040 年に向けて、社会保障・働き方改革をすすめています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式や働き方にも大きな変化が生じ、地域福祉活動やボランティア活動等にも大きな影響を与え、社会福祉情勢を取り巻く環境の変化とともに社会福祉協議会(以下、「社協」という。)に求められる役割や期待も変わってきています。

そのような中、社協は地域福祉を推進する中核的な組織として、住民参加を求めながらさまざまな事業・活動に取り組んできた経験と実績を踏まえ、時代の変化に合わせ、社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織機構の再編、広域的な事業・活動の連携・協働の推進とともに、自らの経営理念、将来を見据えた目標、方向性を定め、具体的な戦略をもって経営に取り組まねばなりません。

本会においても「経営計画」・「発展・強化計画」・「地域福祉活動計画」の 3 計画に基づき、地域生活課題や住民の意識、地域社会、制度・施策、行政や関係団体との関係性等の社協をとりまく環境の変化を踏まえ、事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底することを踏まえつつ、事業・活動及び組織、社協の経営の方向性を示し、具体的な取り組みを進めて参ります。

さらには、福祉を取り巻く社会情勢や市場構造も大きく変化し、非常に厳しい経営状況が続いているところであり、これら厳しい経営環境にも耐えうる柔軟性と弾力性を併せ持った「持続可能な経営の安定化と財務基盤の適正化」に加えて、「機動性の高い組織体制」づくりを進めていく必要があります、そのためには事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行うとともに、地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を目的に、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られ

るよう、積極的な情報発信を図り、法令を遵守しながら、地域住民のあらゆる地域生活課題を組織として受け止め、限られた経営資源の中で地域住民の期待に応えつつ、必要な施策を推進し、組織の各部門に相応しい財源、人材、施設・設備等を確保し、各部門間の相互連携を確立して参ります。

そのために、全ての職員一人ひとりが常に、地域の特性や実情を把握し、いかに最少の経費で最大の効果を得られるかという「コスト意識」を持ちつつ、事業の優先度や費用対効果の視点から、斬新な発想で創意工夫を行い、不断に事務事業を見直すことにより、財源をより一層効率的・効果的に活用していくという予算の「質の向上」に取り組んで参ります。

また、このような状況を十分認識するとともに、社協組織の再編や事業運営体制、財源構造が変化する中において、今後とも様々な地域課題を踏まえて、地域で暮らす住民のほか、社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加、協力のもと、地域福祉推進の担い手として福祉のまちづくり実現のための事業を展開していく必要があり、これまで以上に経営状況を適切に把握し自主財源の確保を図るとともに、経費の節減に努め、効果的且つ適正に推進して参ります。

【基本目標】(案)

1. 福祉の礎となる福祉人材の確保・育成・定着

【人材確保】

福祉の仕事に対する魅力の低下なども影響して、新規卒等の応募者数や中途採用者数の減少が著しく、福祉の礎となる福祉人材の確保が困難な状況が続いている。特に専門職（看護職や介護支援専門員等）の平均年齢の上昇傾向が続いているため人材確保が急務となっているため、今後の安定的な事業運営に向けて、法人としての新たな人材確保（採用）の仕組みづくりが重要な課題となっている。

【人材育成】

福祉の現場では、生活様式や経済環境などの変化に伴って、複雑化・多様化した福祉課題が増加している。それら課題に対応する福祉人材には、より高い専門的知識や技術、資質が求められているものの、さまざまな要因から積極的に資格取得や資質向上に努める人材が少なくなっている。このため、本会としての人材育成に関する基本的な考え方や計画的な人材育成の体系づくりを進めることによって、福祉専門職として求められる知識や技術、コミュニケーション能力の習得を促し、法人の中核を担う職員として育成していくことが求められている。

【人材定着】

福祉の職場においては、専門的技術を要する介護等の身体的負担に加えて、コミュニケーション技術を要する相談支援等の精神的負担など、福祉人材が抱えるストレスや負担は非常に大きいものとなっている。そのため、入職後まもなく離職してしまう職員の急増や長期にわたり勤務してきた職員であっても離職を選択する場合も少なくない。福祉の礎となる貴重な人材を失わないためにも、人事考課や評価制度の導入、ストレス軽減策などのきめ細やかな人材定着の取り組みを進めていく必要がある。

これらの現状と課題に対し、以下の目標及び具体的な取組を掲げる。

目 標

【人材確保】 新たな人材確保の仕組みづくり

【人材育成】 人材育成の基本方針や育成研修等の体系づくり

【人材定着】 人材定着のための取り組みの推進

具体的な取組

- ① 人材育成に関する基本方針となる職員育成ガイドラインに基づく研修体系等の策定
- ② 人材確保に向けた新たな採用の仕組みや採用条件等の基準づくり
- ③ 人材定着のための新人サポート制度等の導入
- ④ 働きやすい環境づくりに向けた休暇制度や長期勤続奨励制度等の導入
- ⑤ 専門職養成のための資格取得支援制度等の拡充

2. 地域福祉のセーフティネットである地域福祉・介護福祉・

障がい福祉事業の再編成

【地域福祉】

地域福祉を推進する上で、地域住民のニーズは複雑化・多様化しており、社協職員が地域に足を運び、地域住民や各関係機関との関わりを持つ中で、地域の実情に合わせた事業の展開が求められている。また幅広い年代に社協を知っていただき、世代を超えた地域の支え合いを構築していくためにも、これまでの地域福祉事業を精査し、地域住民にとっての課題や必要な支援を把握し、地域福祉事業を実施していくことが課題となっている。また、地域を支えるボランティアの育成、ボランティアセンターの運営の在り方を見直し、平常時や災害時にも対応できるボランティアセンター運営体制の構築と職員の育成が必要である。

【介護・障がい福祉】

介護事業所間の競争激化、介護報酬の改定、介護従事者の担い手不足や高齢化等により、事業を取り巻く環境が厳しくなる中、地域福祉のセーフティネットとして、継続的に福祉サービスを提供するために、生活圏域や市場規模等を考慮しながら、「事業の重点化・集中化」を視野に入れた事業所の再編成が課題となっている。また、営業力の強化による利用者確保を行い、介護機器・ICTの活用による介護力の維持やサービスの質を保ちながらの業務改善を実施するとともに、施設の長寿命化を図る事によって、安定した運営を図って行く事が必要である。

これらの現状と課題に対し、以下の目標及び具体的な取組を掲げる。

目 標

- 【地 域 福 祉 i】 各地域住民にとっての課題・必要とする支援を把握し、実施事業の見直し・精査による重点事業の実施
- 【地 域 福 祉 ii】 地域住民や地元企業等との協力体制の構築によるボランティアセンターの運営
- 【介護・障がい福祉】 効率的な事業運営を図り、地域福祉のセーフティネットとして質の高いサービス提供を継続する。

具体的な取組

- ① 地域住民との顔の見える関係づくり、地域課題の把握、各関係機関との信頼関係の構築を図りながら、「地域等に出向く事業」の実施
- ② 地域福祉事業の棚卸を行い、地域課題に基づいて地域福祉事業を精査し、事業の「重点化・集中化」による再編成を実施し、事業の「標準化・効率化」の促進
- ③ 地域が自主的に実施している事業の支援、または自主的に活動できるような支援事業の実施
- ④ 生活支援での支え合いを推進するため、ボランティアセンター機能の再構築の実施

- ⑤ 地域住民・関係団体・地元企業等からボランティアセンター運営に協力が得られる関係性の構築(災害時も想定して)
- ⑥ 利用者確保のため、営業推進会議の設置と各事業所の連携、実践力の強化
- ⑦ 効率的な運営を図るため、利用定員・利用率・業務内容等を分析し、各事業所の今後の方向性(統廃合等も含め)を精査

3. 法人組織機構の再構築並びに財務基盤の適正化

福祉を取り巻く環境は、社会保障制度や市場構造が大きく変化し続けており、本会の経営状況にも影響を及ぼしている。こうした社会の変化や厳しい経営環境にも耐えうる「持続可能な経営基盤」の確立に向けて、社会動向や経営環境に即した機能性や効率性を持つ「法人組織機構への再編成」が必要である。さらに、本会が有する大規模固定資産に関する中長期的な建替更新・維持費用などの財源確保、経営収支状況の改善等を含めた、将来の安定的な経営を実現するための「財務基盤の適正化」が必要課題となる。

これらの現状と課題に対し、以下の目標及び具体的な取組を掲げる。

目 標

【組織機構再編成】法人組織機構再編成方針に基づく改編

【財政基盤適正化】大規模固定資産維持費の確保、経営収支状況の改善を含めた、安定的な経営のための財務基盤の適正化

具体的な取組

- ① 法人組織機構再編成方針に基づく令和5年7月1日に組織改編
- ② 指揮命令系統や事務分掌、人員配置等の最適化に向けた協議の実施
- ③ 業務の標準化・効率化による事務改善の実施
- ④ 地域福祉コーディネーター(CSW)や生活支援コーディネーター等の配置に向けた補助金等による財源確保
- ⑤ 大規模固定資産の維持・修繕に関する中長期的な営繕計画の見直し

4. 地域福祉活動計画に基づく各地域での地域福祉の推進

〔本所（法人全体）〕

○「地域共生社会」の実現に向けた住民主体の地域づくり

「地域共生社会」の実現に向け、地域住民の多様な参加、協働を推進し、幅広い世代の地域住民が、地域福祉活動やボランティア活動へ関心を持てるよう情報発信を推進し、地域に根差した事業活動を展開しながら、住民が「福祉」を身近に感じ、主体となって地域づくりに取り組めるよう支援していきます。

また、法人組織再編にあたり、広域的地域福祉事業を図るため、大崎中央（古川・田尻）、大崎東部（松山・三本木・鹿島台）、大崎西部（岩出山・鳴子）のエリア圏域での事

業実施を推進してまいります。

○「福祉のまちづくり」に向けた福祉人材の確保と育成

「福祉のまちづくり」を推進するため、全世代を対象とした、地域で活動できるボランティアの養成を目指すとともに、教育機関、地域自治組織と連携を図り、地域住民が自分の暮らす地域に関心を持ち、普段の暮らしの中から地域にある生活・福祉課題に気づき、その解決に向けた活動に取り組むための機会づくりとして、福祉に関する様々な学習や体験の場としての「福祉学習」を推進してまいります。

また、住民が自主的に地域の課題解決に取り組むにあたり、地域住民への支援ができる福祉専門職の確保と、質の高い福祉サービスの提供に向けた人材の育成を推進していきます。

○社会福祉法人としての健全な財務・経営基盤の確立

社会福祉法や介護保険制度、障害者総合支援法などを始めとした法律・制度の動向や社会情勢、経済環境の変化を把握しながら、安定的なサービス提供体制を維持するため、令和5年度は法人組織再編により、事業体制、人員体制の再編が図られることから、継続的且つ安定的な事業運営と経営基盤の確立をめざしてまいります。

また、市内全世帯、個人、団体、法人が本会の事業をより身近なものと感じ、一人ひとりが社会福祉協議会の「会員」であるという意識がもてる事業を実施し、法人運営への協力を募るとともに、行政機関との連携による市補助金、委託金、寄附金品、共同募金を有効に活用し、自主財源の確保に努めます。

〔古川地域〕

○福祉の地域（まち）づくり

それぞれの地域が抱えている福祉課題の解決に向けて、地域住民や関係組織等が主体的に進

める「小地域福祉活動」の取り組みを社協職員も住民と共に考え、悩み、そして実際に地域で一緒に行動しながら、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていくことができる地域共生社会の実現に向けた「まちづくり」を重点的に推進します。

本事業については、対象範囲を地区社協単位または学区域単位に拡充する見直しを行い、新

型コロナウイルス感染拡大による閉塞感によって、停滞した地域福祉活動の活性化を図りました。こうした見直しが契機となり、社協と地域との連携強化や地域福祉活動の活

性化が促されたことで、新たな福祉課題などの顕在化や解決に向けた具体的な実践的な活動に繋がっていることから、より一層こうした取り組みを推進していきます。

○福祉の人材（ひと）づくり

地域の未来や福祉を支える人材となる、学生などの若い世代の人々が、自分が暮らす地域へ

の愛着や関心を高めることを目的として、「ふくし（ふだんのくらしのしあわせ）」に対する理解や造詣を深めるための取り組みを充実し、福祉の礎となる「ひとづくり」を推進します。

特に若い世代の人々が、日常の暮らしの中に存在する福祉課題に気づき、その解決に向けて、

様々なボランティア活動や地域貢献活動に取り組む機会の一環として「GAKUVOLAおおさき育成事業」を重点的に進めます。

前年度は、令和4年7月に設置した「災害ボランティアセンター」での被災者支援活動に、

本事業に登録していた学生ボランティアが支援活動に参加しました。こうした実際の活動や体験を通して、地域での支え合い・助け合いの意義や価値、重要性に対する理解を参加した学生一人一人が深める機会となったことに加えて、若い世代が地域に貢献する姿は、被災地の大きな励ましとなりました。

本事業は、未来の地域の絆づくりに繋がっていく大切な取り組みの柱として、継続的に実施

していきます。

○福祉の交流（つながり）づくり

幅広い世代や様々な立場の人々が集い、ふれあいと笑顔があふれる交流の場となる「あそび

のひろば事業」などの機会を通じて、人と人との繋がることの大切さを感じ、その想いを次の人へと伝えていくことによって、より大きな輪となって多くの人々へと拡がり、住民どうしが繋がっていく「つながりづくり」を目指した取り組みを重点的に推進します。

本事業によって、集い・交流の機会やきっかけづくりを図るとともに、住み慣れた地域や福

祉活動に関する想いや意識を高めていけるように取り組んでいきます。

○福祉の拠点（環境）づくり

地域住民の暮らしを守るためのセーフティネット機能の充実を図るために必要となる「環境

づくり」を進めるために、日常的な見守り体制づくりに向けた「地域見守りネットワーク事業」に加えて、災害発生時の地域と社協、関係機関等との連携協働による被災者支援体制づくりを進めるために、「ふくし防災のつどい事業」などを重点的に推進します。

前年度に見舞われた災害によって、地域住民の防災に対する関心はこれまで以上に高まって

おり、本事業を通して、過去の災害からの教訓や日常からの地域での支えあいの重要性についての知識や理解を深めることによって、より多くの住民の地域の暮らしが守られていくことに繋がることから、継続して実施していきます。

[松山地域]

○次世代の地域活動を支えるひとづくり

ボランティア団体の協力を得ながら長く行ってきた配食サービス事業の受託を、令和4年度

をもって終了しました。これまで調理・配達に特化していたボランティアを世代間交流事業支援に結びつけ、活動中の方々に継続して協力いただけるよう図っていきます。

また、地域の小・中・高等学校を対象とした「GAKUVOLA おおさき育成事業」でも、生徒たちに様々な地域住民が参加する世代間交流事業への協力を促すことで、ボランティア活動を通じた地域の方々との交流や、地域福祉の現場体験により、若い世代への福祉活動の実践を推進していきます。

○住民主体の支え合いによる地域づくり

高齢化による見守りを必要とする世帯の増加に伴い、住民同士で見守り活動を支える意識の向上のため、各行政区で実施している防災訓練時や、受託事業の「高齢者の集い事業」の中で、近隣での定期的な安否確認など地域で支え合う見守り活動の周知と理解促進を推進していきます。

また、社会福祉協力員会議等の際にフォローアップ研修を行うなど、地域活動協力者への知識習得の機会を提供していきます。

○世代や団体の枠を超えた支え合いによる交流づくり

若い世代の地域づくりへの参加意欲や社協事業への理解向上を進めるため、「サンサン ☺ひろば」等の子育て支援事業を継続して実施します。

また夏まつりのみとしていた「世代間交流事業」を、芝桜の植栽やハロウィンイベントの実施など年間事業とし、校外学習プログラムと合わせ各学校と通年で協働することで、地域のボランティア・各関係団体との交流を進めていきます。

○地域福祉活動展開のための拠点づくり

近年の自然災害の増加により、地域住民も防災・減災に関心を強めていることから、防災知識の習得や災害ボランティア活動に対する理解を進めるため講座を開催します。

また地域に求められる福祉事業の提供のため、介護・障害福祉サービスを健全に運営し、安定した財源を確保できるよう、職員の資質向上と人員確保の努力を続けて参ります。

[三本木地域]

○住民主体となる新たな地域づくり

少子高齢化や核家族化、家庭内や地域における人間関係の希薄化が進行する中、地域の福祉課題は多様化しています。地域福祉推進委員会をはじめ、行政や区長会、民児協等関係機関団体と連携を図りながら、地域課題の解決に向け福祉事業を展開して参ります。

平成28年度より実施している「小地域福祉活動助成事業」は、地域住民が主体となり地域コミュニティ活動を実施した団体（行政区）に助成する事業として定着しており、継続して参ります。

また、事業実施にあたっての支援や事業への参加等、地域に出向く社協として積極的に関わって参ります。

○支え合う地域の見守り体制づくり

支え合う地域の見守り体制を構築するため、見守りフォローアップ研修会を実施して参ります。

東日本大震災から11年が経過しましたが、忘れないうちにやって来る災害に備え、一昨年に引き続き地域防災に関する研修会とし、行政と連携した避難行動要支援者への対応のあり方、また、平時における見守り活動として行っている「いのちのバトン」事業について普及啓発を推進して参ります。

○ひとびとの絆をつくるボランティアの養成

地域づくりのリーダーや担い手となる人材を育成する目的で実施している「ハッピースクール事業」を継続し、レクリエーション学習をはじめ関係機関と連携協力しながら、

ボランティアや地域福祉活動に参画していただける担い手の育成に努めて参ります。

また、ボランティア活動を通じて、地域の方と交流を持ち、福祉について理解を深め、主体性

を持った取り組みを推進し、将来的に地域福祉活動を担うことの出来る人材育成を目指すことを目的に GAKUVOLA おおさき育成事業を行います。

○ふれあいと笑顔があふれる世代間交流の推進

三本木「福祉のつどい」は、今後も安心して暮らせる地域を作っていくためには、一人でも多くの住民が福祉に関心を持ち参加することが大切であることから、新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底しながら、事業の一部を見直し「住民手作り・住民参加型」として実施して参ります。

三本木・松山・鹿島台の3地域合同で開催している「親子わくわくクリスマス事業」は、3地域共通の重点事業でありスケールメリットを生かし今年度も継続して参ります。各地域の意見を事業に反映させながら地域の方々に愛される事業となるよう創意工夫して取り組んで参ります。

また、ママとキッズの「きらきらクラブ」などの事業についても、参加者からの要望やご意見を考慮しながら、行政や子育て支援センターなどの関係団体と連携しながら、多くの方々と交流し楽しみながら子育てができる環境を創出して参ります。

○居宅介護支援事業の運営強化

三本木居宅介護支援事業所は、介護支援の総合窓口として地域に定着しています。今後、ますます少子高齢化が進み地域における居宅介護支援事業所の果たす役割は重要となってきます。

適切なケアマネジメントの向上を図り、利用者の皆さんが気軽に相談できるような事業所運営に努めるとともに、経営基盤の強化を図るため渉外活動を強化し更なる利用者の獲得に努めて参ります。

〔鹿島台地域〕

○たすけあうすみよい地域づくり

地域福祉事業の基本的・日常的業務として「地域に出向く事業」に取り組めます。

住民相互のたすけあいは主に行政区で行われており、今後さらに充実させていくためには、行政区の理解と協力が必要であることから、まずは行政区に積極的に出向きます。

また、行政区だけでなくボランティア団体、地域団体、NPO、福祉団体、学校、住民有志、公的機関、企業など、たすけあいにつながる活動に取り組むあらゆる関係者にも出向きます。

そして、このような出向く活動の積み重ねによってつながりと信頼関係を構築しつつ、関係団体の取り組み助長やニーズに基づいた応援を繰り返すことで、地域内の様々なたすけあいにつながる活動を充実強化し、地域一丸となって「たすけあうすみよい地域づくり」を共に進めます。

○住民1人ひとりの福祉を守る取り組み

社協の福祉サービスを代表する『介護サービス・障がい福祉サービス』は、質の高いサービスの提供、利用者・家族のニーズに沿ったサービスの実施、安定的なサービス提供等利用者の視点に立ったサービス事業の実施に努めます。

また、地域に潜在する『困っている人』に手を差し伸べる福祉事業に取り組み、住民が抱える悩みや困りごとの解決に向けて、社協だけでなく支援団体や支援機関と協力して解決に向けた支援に取り組みます。このような協力体制を構築していくためにも、地域に出向く事業が欠かせないと考えています。

○地域福祉の広報・啓発・調査・研究・財源及び職員の確保

広報発行だけでなく、地域に出向く事業を中心とした職員による広報活動・啓発活動に取り

組み、社会福祉協議会や地域福祉活動に対する理解促進に努め、住民にとって身近な社会福祉協議会を目指します。

また、社協の任務である「地域福祉」のあり方について、研究事業に取り組むとともに、サービスや事業実施に欠かせない社協会費や共同募金など、地域福祉財源の確保にも継続して取り組みます。

さらに、将来にわたって介護サービス・障がい福祉サービスを継続して提供できるよう、サービス事業に関する動向を見極めながら、引き続き事業収支差額の確保、並びに職員の確保・育成に取り組みます。

[岩出山地域]

○（地域づくり）住民主体の支え合い活動による見守り体制づくり

地域に根差した小地域福祉活動を推進している「地区福祉会」を中心に、住民主体の支え合

い活動を通じた見守り活動を推進し、世代を超えた支え合いの仕組みづくりの実現に向け、地域

内での顔の見える関係づくりとなる世代間交流や学生ボランティア育成など、あらゆる地域福祉

事業を融合させ、地域へ出向き地域課題や福祉課題を住民の皆さんと共に考え、共に行動しながら、住み慣れた地域で支え合いながら暮らし続けることができる地域を目指し、地区福祉会、地域関係者の方々や地域団体と協働での支え合いの仕組みづくりの構築を進めて参ります。また、地域福祉推進委員会を通じて、地域の実態把握や地域の声を地域福祉事業へ反映し支え合いの仕組みからなる見守り体制づくりを進めて参ります。

○（ひとづくり）次世代を担うボランティアの育成と地域リーダーの養成

次世代を担うボランティアの育成として、学生などの若い世代を中心としたGAKU VORA おおさき(学生ボランティア育成事業)を通じて、学生の「したい」を具現化するボランティアコーディネートを中心に、様々なボランティア活動や地域活動へ積極的に参加することで、ふだんの暮らしの中に存在する地域課題や福祉課題に気づき、解決に向けた行動や活動へつながるよう地域との接点を作り顔の見える関係づくりを進めます。また、岩出山地域では、ボランティア活動人口が減少している傾向が見受けられることから、新たなボランティア活動の発掘や既存ボランティア団体の活性化を図る支援を継続し、岩出山地域110ヵ所に設置している社会福祉協力員を中心とした地域リーダーの養成を進め、地域に根差した小地域福祉活動の展開し、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域となるよう支え合いの仕組みづくりに取り組んで参ります。

○（交流づくり）新たな地域交流の促進と顔の見える地域づくり

コロナ禍によって失われてしまった地域内での交流会やいきいきふれあいサロン活動、学校と地域住民、高齢者施設の入所者、利用者との世代間交流など実施が難しい状況が続いている中、コロナ禍だから「できない」を「できる」に変える新たなカタチでの交流方法として、オンラインを活用した地域交流を進め参ります。また、4年目を迎える児童・生徒と地域を結ぶあったか絵手紙交流事業では、感染対策を講じながら児童・生徒の皆さんが直接絵手紙をお届けしながら見守り訪問活動へつながるよう取り組んで参ります。

○（拠点づくり）世代を超えた地域交流の拠点づくり

誰もが利用しやすい福祉施設を目指し、世代を超えた地域交流の拠点となるよう、

地域情報の発信やミニイベントの開催を通じて、地域交流が自然と行える環境づくりを進め、特に子育て世代の方々が気軽に施設を利用することができるスペースを設け、自然な地域交流が生まれ子育て世帯への見守り支援と顔の見える関係づくりができる拠点づくりを進めて参ります。

〔鳴子地域〕

○福祉課題の解消・軽減に向けた事業及び調査の実施

鳴子温泉地域の人口・世帯減少と併せて商店減少が顕著となり、高齢者等の買い物困難者への支援対策として「買い物便利帳」の配布や「年末買い物ツアー」事業を継続的に展開すると共に、地域自治会、まちづくり協議会等の関係組織と連携し、必要とされる買い物支援・移動支援対策の事業創設・後方支援について検討して参ります。また、冬期除雪困難者については、地域互助活動の支援強化を推進し、地域外からの一般ボランティアの受入や企業ボランティアと連携すると共に、生活課題解消に向けた常設型ボランティアセンター機能の構築を目指します。

○小地域見守り活動に繋がるコミュニティ活動事業の促進

地域見守り活動の促進を目指し、地区民生委員との連携による定期見守り訪問活動の実施やサロン活動推進に向けた地域コミュニティ活動支援事業（温たまサロン）の拡大化を進め、互助活動支援に係る事業展開が重要であることから、地域自治会、まちづくり協議会等との課題共有を図りながら、今後も地域コミュニティ活動の充実を図り、日常での見守り活動が有効にできるよう、地域住民や小中学校との共催事業や啓発を積極的に行って参ります。

○地域福祉ニーズに対応できる体制整備の充実

地域環境が厳しい状況となっても、住民が安心して暮らし続けるために、地域での『共助』が促進できるよう、社会資源となる「福祉人材の育成」と「活動協力者」養成と小地域における生活課題解消に向けた研修を開催し、総合事業開設に向けた意識啓発や互助活動の取り組みの一環として社協ボランティアセンター機能の活用に向けた体制整備に取り組みます。

また、安定的に介護サービスが提供できるよう、発展強化計画に則った通所介護事業の運営形態の調整や訪問介護事業等の長期継続化、介護人材確保に努め、地域介護資源の維持を図ります。

○玉造地域における広域的地域福祉事業の検討及び推進

鳴子、岩出山地域における人口・世帯減少の急速化、広域過疎等の状況を踏まえ、同生活圏域として同様の生活課題傾向があり、第3期地域福祉活動計画及び発展強化計画に基づき、効率的・効果的事業推進へ取り組んで参ります。

また、介護サービスにおける社会資源の維持に向けた訪問介護事業の連携的事業推進や、通所介護事業等の効率化に向けた事業調整により地域福祉・介護サービス各事業の長期継続化を最重要事項として取組み、地域のセーフティネットとしての事業体制を検討して参ります。

〔田尻地域〕

○住民同士の支え合いによる見守り体制づくり

田尻地域では、すべての行政区に設置された「福祉部」を中心に、住民の主体的・自主的な福祉活動が展開されています。この福祉部が行う福祉活動を「福祉部事業」と呼び、田尻地域を代表する特色ある取り組みです。福祉部事業が行われることで、地域間の顔の見える交流となり、日々の見守り活動に繋がっています。地域課題の掘り起こしや福祉ニーズの把握に繋がれるように、地域で行われる自主的な福祉活動へも積極的に出向きながら支援していきます。

また地域内の要支援者、特にひとり暮らしの高齢者世帯に対する見守り活動を民生委委員と連携し、定期的な見守り活動の推進を図っていきます。住民と関係者・団体の橋渡し役として、今後も定期的な見守りの機会を提供しながら、見守りネットワーク構築のため「ひとり暮らし高齢者のつどい事業」を実施します。

○未来の担い手育成と地域の福祉力向上の推進

福祉人材の育成と地域の福祉力向上のため、新たな担い手育成を目的に、児童が福祉体験学習に参加する機会提供をし、福祉教育を推進していきます。「こども元気ふれあい塾（ふくし防災教室）」では小学生などを対象に、福祉防災を通した住民相互の「支え合い」の大切さなどを学ぶ教室を開催します。

また、現在地域で活躍している福祉活動のお世話役をする方やボランティア活動に興味を持つ地域住民などを対象に、次世代リーダー育成事業（福祉レクリエーション講座）などの研修会を通じてすぐに活かせる知識や技術習得の機会提供を続け、地域の福祉活動のマンネリ化や担い手不足の解消、新たな担い手の育成に取り組めます。

○世代間交流の推進と地域内の福祉・ボランティア活動の普及啓発を推進

福祉・ボランティア活動に参加する機会が少ない若い世代にも福祉活動への理解や関

心を深めてもらうよう、大崎市たじり文化祭と合同、また田尻ボランティア友の会との共催によりボランティアふれあいまつり」を開催します。バザー、ゲーム、福祉ウォークラリーなどを通して福祉への理解を図ります。

また、地域の福祉活動の継続のために、住民は情報共有・交換の機会を望んでおり、その機会提供となるよう事例発表・紹介などと併せた「地域見守り情報交換会」を開催します。

○人材育成と質の向上、「虹の郷」を拠点とした包括的支援の推進

地域住民の様々な生活上の困りごとに対する相談援助を必要な時に、必要なサービスにつなげるといった包括的支援をすすめていきます。そのためには、携わる福祉人材の高い知識と技術が不可欠であり、「虹の郷」が住民の拠り所としてさらに充実していくために、人材育成や質の向上に努めることが必要です。さらに職員自ら課題の解決や業務改善に取り組める職場環境づくりをめざし「田尻支所サービス向上委員会」の活動を継続します。

令和5年度 社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会
事業総括計画書(案)

大崎市社会福祉協議会 地域福祉活動計画〔第3期〕における7つの基本目標を掲げ、誰もが住み慣れた地域において安心して生活できるよう、潜在化している多様なニーズを取り上げ、地域の自主的な福祉活動を支援するとともに、地域福祉の課題把握と具体的な活動に取り組んで参ります。

基本理念

ひとびとの 心ふれあう 地域づくり
～地域の絆と支え合い～

基本目標

地域づくり

- ① 住民主体となる新たな地域づくり
- ② 支え合う地域の見守り体制づくり

ひとづくり

- ③ ひとびとの絆をつくるボランティアの養成
- ④ 地域づくり推進のためのひとづくり

交流づくり

- ⑤ ふれあいと笑顔があふれる世代間交流の推進
- ⑥ 地域づくりに向けた関係団体の連携・交流の推進

拠点づくり

- ⑦ 活動展開のための拠点づくり



1. 法人組織管理

法人運営における理事会、評議員会、監事会を実施するとともに、地域に根差した事業活動の推進のため、本会の経営・運営の充実強化を図って参ります。

(1) 理事会

・ 本会業務執行の決定及び理事の職務の監督機関として設置。

(2) 評議員会

・ 適切な経営の意思決定が行われる、必置の最高意思決議機関として設置。

(3) 監事会

・ 理事の職務執行・財産状況の監査などの監査機関として設置。

(4) 会計監査人による監査業務

・ 計算書類等の会計監査として、法改正により一定規模以上の法人においては、必須の機関として設置。

(5) 委員会等事業

・ 法人運営並びに本会が実施する地域福祉事業並びに運営する介護保険事業、障がい福祉サービス事業等において、適切な運営と業務執行による安定的な事業実施を目的として、各種委員会事業並びに諸会議を実施。

- 1) 特別養護老人ホーム入所判定委員会
- 2) 虐待等防止委員会
- 3) 虐待等防止対策会議
- 4) 法人経営会議
- 5) 法人全体会議
- 6) 事業経営戦略プロジェクトチーム会議

2. 地域福祉事業

(1) 地域づくり

「地域共生社会の実現に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進」と「地域住民や関係団体等による多様な見守り活動の推進」により地域づくりをめざします。

① 住民主体となる新たな地域づくり

住民一人ひとりが地域活動への参加を通じて、地域の福祉課題を「我が事」として捉え、課題解決に協働して取り組める地域づくりをめざします。

1. 全域共通事業

法人全体・全域共通の事業を実施し、地域住民の多様な参加、協働を推進し、広報誌の発行やホームページを活かした情報発信により、地域住民に本会事業と地域福祉課題の現状理解を深めていただくとともに、地域に根差した事業活動を展開しながら住民主体による地域づくりの促進

を図ってまいります。

また、大崎中央（古川・田尻）、大崎東部（松山・三本木・鹿島台）、大崎西部（岩出山・鳴子）圏域での事業実施を推進してまいります。

1) 全域共通事業

- ・大崎市社会福祉協議会表彰式
- ・宮城県社会福祉大会
- ・広報室長 おおさきちゃん
- ・大崎市社協事業概要冊子
- ・社協だより発行事業
- ・広報啓発情報発信事業
- ・地域福祉団体支援事業
- ・地域福祉団体活動推進助成事業
- ・災害ボランティア体制整備事業
- ・地域福祉活動計画推進事業
- ・生活困窮者自立支援体制整備事業
- ・地域見守りネットワーク推進事業
- ・いのちのバトン事業
- ・地域福祉活動推進助成事業
- ・おおさき福祉の心コンクール事業
- ・福祉QCサークル活動発表会
- ・法人内部研修事業
- ・災害体制整備事業（DWA T）

2) エリア圏域事業

- ・大崎中央エリア圏域事業
- ・大崎東部エリア圏域事業
- ・大崎西部エリア圏域事業

2. 福祉のまちづくり推進事業

大崎市各地域で必要とされる地域福祉活動について、地域福祉推進委員会、社会福祉協力員会議、共同募金委員会等によって重点的に取り組む事業の協議を深めると共に、職員が地域に出向き、地域住民、組織等との小地域支援や協力を積み重ねることで信頼関係を構築し、地域の福祉課題に協力して取り組める仕組みをつくることで、地域住民が共にたすけあう「地域共生社会」の実現を目的と致します。

1) 地域福祉推進委員会

2) 社会福祉協力員活動推進事業

3) 小地域福祉活動支援事業

4) 社協支部・地区福祉会活動支援

5) 福祉用具貸出事業

6) 共同募金運動事業（赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動）

3. 広報発行事業

大崎市各地域住民に対して、各種事業や地域での福祉活動を広く情報提供し、社会福祉への理解を深める為に広報啓発活動を推進する事を目的と致します。

1) 広報発行事業（支所だより等）

② 支え合う地域の見守り体制づくり

地域自治組織の活動や住民同士の支え合いなど各地域の特性を活かし、誰もが安心して生活できるように、地域に根差した見守りの体制づくりをめざします。

1. 見守りネットワーク事業

地域住民個々の見守り活動を行う中で、支援が必要な人が一人で悩んでいることや困っていることに気づき、その解決に向けて地域住民や地域団体、専門機関など、地域全体で見守り、支え合う「地域包括ケアシステム」の実現を目的と致します。

1) いのちのバトン事業

2) 見守りネットワーク事業

3) 見守り訪問活動事業

(2) ひとづくり

「青少年をはじめとする若年世代による交流事業の推進」と「住民参加の支え合い活動の担い手やボランティアの育成を推進」により人材育成を推進し、地域の「ひとづくり」をめざします。

① ひとびとの絆をつくるボランティアの養成

地域の支え合い活動を継続的に実施していくために、地域で主体となり活動できるボランティアの養成をめざします。

1. 福祉教育推進事業

地域住民が自分の暮らす地域に関心をもち、「ふくし（ふだんのくらしのしあわせ）」への理解を通して、普段の暮らしの中から地域にある生活・福祉課題に気づき、その解決に向けた活動に取り組むための機会づくりとして、福祉に関する様々な学習や体験の場としての「福祉学習」を学校や地域へ普及・推進していくことを目的と致します。

1) 福祉・ボランティア活動協力校指定事業

2) GAKUVOLAおおさき育成事業

3) ボランティア養成講座事業

4) 福祉体験学習事業

5) 福祉出前講座事業

6) 福祉教育推進事業

② 地域づくり推進のためのひとづくり

自分たちの地域課題に対して、住民同士が協力して自主的に活動をすすめることができる地域の担い手となる人材の育成に努め、地域の福祉力向上をめざします。

1. ボランティア活動推進事業

市内で活動されるボランティア団体等に対して、ボランティア活動の活性化を図ることを目的として、活動支援及び助成を実施致します。

- 1) ボランティア団体支援事業
- 2) ボランティア団体助成事業
- 3) ボランティア保険加入受付事業
- 4) ボランティア活動推進事業

(3) 交流づくり

「青少年を中心とした幅広い世代による世代間交流の開催」と「町内会単位の福祉情報交換の推進」により交流の場を活用し、支え合いやふれあいの大切さについての啓発機会づくりと地域関係団体との情報共有と意見交換による地域共生社会の実現をめざします。

① ふれあいと笑顔があふれる世代間交流の推進

幅広い世代の住民同士が、ふれあいと笑顔あふれる交流の機会を通じて、人と人とのつながりを感じながら、住み慣れた地域で暮らしていける地域づくりをめざします。

1. 地域交流支援事業

児童や高齢者、障がい者等の様々な世代の住民が事業参加を通じて、互いの知識、経験、価値観等を共有することで住民相互による「福祉のまちづくり」に繋げることを目的と致します。

- 1) 地域交流事業（世代間交流事業等）

2. 子育て支援事業

子育て世代の家庭や地域での子育て活動を支援するとともに、子育て中の親子や地域住民が集い交流する機会を提供し、子育てにおける不安や悩みなどの相談や仲間づくりなど、地域との繋がりを推進することを目的と致します。

- 1) 子育て支援事業
- 2) 図書の贈り物事業

② 地域づくりに向けた関係団体の連携・交流の推進

地域自治組織等の活性化を図るため、地域自治組織や町内会を含めた地域福祉団体や関係機関との連携を図ります。

1. 高齢者福祉事業

高齢者が生きがいあふれる生活を送れるよう、老人クラブ等と連携しコミュニティ活動の充実による高齢者の社会参加を推進するとともに、介護予防事業の普及啓発による健康づくりの推進を図ることを目的と致します。

- 1) 100歳への花束贈呈事業
- 2) 高齢者交流事業
- 3) 高齢者団体支援事業

2. 障がい福祉事業

市内で活動されている障がい者福祉協会や障がい児・者団体に対して、事業交流等を通して障がい者福祉の推進を目的として、事業支援及び団体助成を実施致します。

- 1) 障がい福祉事業

(4) 拠点づくり

「地域のセーフティネット機能の充実に向けた事業運営の推進」により、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる福祉のまちづくりに向け、経営努力に取組み安定的なサービス提供体制の供給に努めてまいります。

① 活動展開のための拠点づくり

住み慣れた地域でいつまでも暮し続けられるよう、地域におけるセーフティネット機能を兼ねた、福祉サービス事業の安定的な事業運営をめざします。

1. 災害ボランティア活動推進事業

大規模災害に備えて、資機材等の整備を図るとともに、地域防災研修等の機会にて災害時における地域住民と社協、関係機関等とが連携していくことの大切さを再認識し、災害ボランティア活動に対する意識を高めることを目的と致します。

- 1) 災害ボランティア活動推進事業

2. 調査・研究事業

地域福祉活動計画[第3期]の計画内容について、毎年度確認をするとともに、次年度以降の事業計画の方向性についての協議等を目的と致します。

- 1) 調査研究事業（社会福祉調査事業等）

3. 総合的な相談事業

多種多様にわたる福祉課題を抱え、窓口を訪れた住民に対し社協が提供できる福祉サービスや関係機関と連携を図りながら相談支援を提供すると共に、厳しい経済・雇用環境の中で、福祉制度としての様々なニーズの援助が必要となった世帯に生活援助の提供を目的と致します。

- 1) 総合的な相談窓口
- 2) 生活援助事業
 - ・生活福祉資金貸付事業（宮城県社協受託事業）
 - ・生活安定資金貸付事業
 - ・愛の金庫貸付事業
 - ・災害見舞金支給事業（宮城県共同募金会へ申請）
 - ・日常生活自立支援事業（まもりーぶ）（宮城県社協受託事業）

4. 大崎市受託事業

大崎市からの高齢者等施策の受託を受け、高齢者が住み慣れた地域で、生活が継続できるよう事業を実施してまいります。

- 1) 大崎市地域介護予防活動支援事業（高齢者のつどい事業）
- 2) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- 3) 会食サービス事業
- 4) 大崎市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業
- 5) 移動支援事業
- 6) 家族介護支援レスパイト事業（通所介護・短期入所生活介護）
- 7) 日常生活支援総合事業
- 8) 地域包括支援センター運営事業

5. 指定管理者制度による指定事業

- 1) 大崎市古川老人福祉センター管理・運営事業
 - ・教養講座「趣味の教室」
 - ・機能回復訓練事業
 - ・「おおぞら号」管理・運行事業
 - ・その他の大崎市老人福祉センター管理、運営事業
生活健康相談事業、生業就労指導事業、老人クラブ支援事業、施設管理事業、ボランティア育成事業、趣味の教室開講式、機能回復訓練野外訓練（春・秋）、役員移動研修会、カラオケ教室合同発表会等
- 2) 大崎市鹿島台長寿生活支援センター「ゆうゆう館」管理・運営事業
- 3) 鳴子デイサービスセンター管理・運営事業
- 4) オニコウベデイサービスセンター管理・運営事業
- 5) 大崎市古川農村環境改善センター管理・運営事業

3. 介護福祉サービス事業 ・ 介護予防サービス事業

各関係機関、保健、医療機関等と連携を図りながら、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行い、健全な運営に努めます。

No	項 目（事業名）	事 業 所 名			備 考							
		サービス提供日	サービス提供時間	定員	古 川	松 山	三 本 木	鹿 島 台	岩 出 山	鳴 子	田 尻	敬 風 園
1	居宅介護支援事業所 ※地域包括支援センター より再委託による介護 予防支援を含む	古川中央居宅介護支援事業所			○							
		月曜日 ～ 金曜日	8:30 ～ 17:15	—								
		古川西部居宅介護支援事業所			○							
		月曜日 ～ 金曜日	8:30 ～ 17:15	—								
		古川大宮居宅介護支援事業所			○							
		月曜日 ～ 金曜日	8:30 ～ 17:15	—								
		三本木居宅介護支援事業所					○					
		月曜日 ～ 金曜日	8:30 ～ 17:15	—								
		鹿島台居宅介護支援事業所						○				
		月曜日 ～ 金曜日	8:30 ～ 17:15	—								
		岩出山あったか村居宅介護支援事業所							○			
		月曜日 ～ 金曜日	8:30 ～ 17:15	—								
		鳴子居宅介護支援事業所								○		
		月曜日 ～ 金曜日	8:30 ～ 17:15	—								
		田尻居宅介護支援事業所									○	
		月曜日 ～ 金曜日	8:30 ～ 17:15	—								
2	訪問介護事業	大崎中央ヘルパーステーション			○							○
		日曜日 ～ 土曜日	7:00 ～ 19:00	—								
		大崎東部ヘルパーステーション				○	○	○				
		日曜日 ～ 土曜日	7:00 ～ 19:00	—								
		大崎西部ヘルパーステーション							○	○		
		日曜日 ～ 土曜日	7:00 ～ 19:00	—								

No	項 目（事業名）	事 業 所 名			備 考							
		サービス提供日	サービス提供時間	定員	古 川	松 山	三 本 木	鹿 島 台	岩 出 山	鳴 子	田 尻	敬 風 園
3	通所介護事業	古川中央デイサービスセンター			○							
		月曜日～土曜日	9：30～16：30	42名								
		古川西部デイサービスセンター			○							
		月曜日～土曜日	9：30～16：30	45名								
		古川南デイサービスセンター			○							
		月曜日～土曜日	9：30～16：30	40名								
		古川大宮デイサービスセンター			○							
		日曜日～土曜日	9：30～16：30	48名								
		松山デイサービスセンター				○						
		月曜日～土曜日	9：00～16：00	28								
		鹿島台デイサービスセンターゆうゆう館						○				
		日曜日～土曜日	9：00～16：00	34名								
		鹿島台大迫デイサービスセンター						○				
		月曜日～土曜日	9：00～15：30	30名								
		岩出山あったか村デイサービスセンター							○			
		月曜日～土曜日	9：00～15：30	52名								
		鳴子デイサービスセンター								○		
		月曜日～土曜日	9：00～16：30	33名								
		オニコウベデイサービスセンター （地域密着型通所介護サービス）								○		
		月曜日・火曜日 木曜日～土曜日	9：20～15：40	16名								
田尻デイサービスセンター									○			
日曜日～土曜日	9：00～16：00	40名										
4	認知症対応型通所介護 （介護予防舎）	古川福寿館デイサービスセンター （地域密着型サービス）			○							
		月曜日～土曜日	9：30～16：30	12名								

No	項 目（事業名）	事 業 所 名			備 考							
		サービス提供日	サービス提供時間	定員	古 川	松 山	三 本 木	鹿 島 台	岩 出 山	鳴 子	田 尻	敬 風 園
5	短期入所生活介護事業 （介護予防含）	特別養護老人ホーム 敬風園（短期併設空床型）										○
		日曜日 ～ 土曜日	0：00 ～ 24：00	24名								
		特別養護老人ホーム 楽々楽館（短期併設空床型）			○							
		日曜日 ～ 土曜日	0：00 ～ 24：00	10名								
6	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 敬風園										○
		日曜日 ～ 土曜日	0：00 ～ 24：00	200名								
		特別養護老人ホーム 楽々楽館			○							
		日曜日 ～ 土曜日	0：00 ～ 24：00	59名								
7	認知症対応型共同生活 介護事業（介護予防含）	認知症グループホーム 和楽路 （地域密着型サービス）						○				
		日曜日 ～ 土曜日	0：00 ～ 24：00	9名								

4. 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が主体となつて行う地域支援事業のひとつとして、地域の65歳以上の方々を対象に要支援に認定された人や生活機能の低下がみられる人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」を提供します。

No	項 目（事業名）	事 業 所 名			備 考							
		サービス提供日	サービス提供時間	定員	古 川	松 山	三 本 木	鹿 島 台	岩 出 山	鳴 子	田 尻	敬 風 園
1	第1号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント相当サービス)	古川中央居宅介護支援事業所			○							
		月曜日～金曜日	8:30～17:15	—								
		古川西部居宅介護支援事業所			○							
		月曜日～金曜日	8:30～17:15	—								
		古川大宮居宅介護支援事業所			○							
		月曜日～金曜日	8:30～17:15	—								
		三本木居宅介護支援事業所					○					
		月曜日～金曜日	8:30～17:15	—								
		鹿島台居宅介護支援事業所						○				
		月曜日～金曜日	8:30～17:15	—								
		岩出山あつたか村居宅介護支援事業所							○			
		月曜日～金曜日	8:30～17:15	—								
		鳴子居宅介護支援事業所								○		
		月曜日～金曜日	8:30～17:15	—								
		田尻居宅介護支援事業所									○	
		月曜日～金曜日	8:30～17:15	—								
2	第1号訪問事業 (介護予防訪問介護相当サービス)	大崎中央ヘルパーステーション			○						○	
		日曜日～土曜日	7:00～19:00	—								
		大崎東部ヘルパーステーション				○	○	○				
		日曜日～土曜日	7:00～19:00	—								
		大崎西部ヘルパーステーション							○	○		
		日曜日～土曜日	7:00～19:00	—								
4	第1号通所事業 (介護予防通所介護相当サービス)	古川中央デイサービスセンター			○							
		月曜日～土曜日	9:30～16:30	42名								
		古川西部デイサービスセンター			○							
		月曜日～土曜日	9:30～16:30	45名								
		古川南デイサービスセンター			○							
		月曜日～土曜日	9:30～16:30	40名								

No	項 目 (事業名)	事 業 所 名			備 考							
		サービス提供日	サービス提供時間	定員	古 川	松 山	三 本 木	鹿 島 台	岩 出 山	鳴 子	田 尻	敬 風 園
3	第1号通所事業 (介護予防通所介護 相当サービス)	古川大宮デイサービスセンター			○							
		日曜日 ～ 土曜日	9:30 ～ 16:30	48名								
		松山デイサービスセンター				○						
		月曜日 ～ 土曜日	9:00 ～ 16:00	28								
		鹿島台デイサービスセンターゆうゆう館						○				
		日曜日 ～ 土曜日	9:00 ～ 16:00	34名								
		鹿島台大迫デイサービスセンター						○				
		月曜日 ～ 土曜日	9:00 ～ 15:30	30名								
		岩出山あったか村デイサービスセンター							○			
		月曜日 ～ 土曜日	9:00 ～ 15:30	52名								
		鳴子デイサービスセンター								○		
		月曜日 ～ 土曜日	9:00 ～ 16:30	33名								
		オニコウベデイサービスセンター								○		
		月曜日・火曜日 木曜日 ～ 土曜日	9:20 ～ 15:40	10名								
		田尻デイサービスセンター									○	
		日曜日 ～ 土曜日	9:00 ～ 16:00	40名								

5. 障がい福祉サービス事業

各関係機関、保健、医療機関等と連携を図りながら、利用者の人格を尊厳し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行い、健全な運営に努めます。

No	項 目 (事業名)	事 業 所 名			備 考							
		サービス提供日	サービス提供時間	定員	古 川	松 山	三 本 木	鹿 島 台	岩 出 山	鳴 子	田 尻	敬 風 園
1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	大崎中央ヘルパーステーション (居宅・重度・同行)			○						○	
		日曜日 ～ 土曜日	7:00 ～ 19:00	—								
		大崎東部ヘルパーステーション (居宅)				○	○	○				
		日曜日 ～ 土曜日	7:00 ～ 19:00	—								
		大崎西部ヘルパーステーション (居宅)							○	○		
		日曜日 ～ 土曜日	7:00 ～ 19:00	—								
2	生活介護事業	生活介護事業所「元気」						○				
		月曜日 ～ 土曜日	9:30 ～ 15:30	60名								
		古川中央デイサービスセンター (基準該当)			○							
		月曜日 ～ 土曜日	9:30 ～ 16:30	42名								
		古川西部デイサービスセンター (基準該当)			○							
		月曜日 ～ 土曜日	9:30 ～ 16:30	45名								
		古川南デイサービスセンター (基準該当)			○							
		月曜日 ～ 土曜日	9:30 ～ 16:30	40名								
		古川大宮デイサービスセンター (基準該当)			○							
		日曜日 ～ 土曜日	9:30 ～ 16:30	48名								
		鹿島台デイサービスセンターゆうゆう館 (基準該当)						○				
		日曜日 ～ 土曜日	9:00 ～ 16:00	34名								
		鳴子デイサービスセンター (基準該当)								○		
		月曜日 ～ 土曜日	9:00 ～ 16:30	33名								
		オニコウベデイサービスセンター (基準該当)								○		
		月曜日・火曜日 木曜日 ～ 土曜日	9:20 ～ 15:40	10名								
		田尻デイサービスセンター (基準該当)									○	
		日曜日 ～ 土曜日	9:00 ～ 16:00	40名								
3	短期入所事業	短期入所事業所「元気」						○				
		日曜日 ～ 土曜日	0:00 ～ 24:00	4名								

No	項 目（事業名）	事 業 所 名			備 考							
		サービス提供日	サービス提供時間	定員	古 川	松 山	三 本 木	鹿 島 台	岩 出 山	鳴 子	田 尻	敬 風 園
4	共同生活援助事業 （ケアホーム）	あじさいホーム						○				
		日曜日 ～ 土曜日	0：00 ～ 24：00	7名								
		みちのくホーム						○				
		日曜日 ～ 土曜日	0：00 ～ 24：00	7名								
		なでしこホーム						○				
		日曜日 ～ 土曜日	0：00 ～ 24：00	4名								
		いちょうホーム						○				
		日曜日 ～ 土曜日	0：00 ～ 24：00	5名								
		すいせんホーム						○				
		日曜日 ～ 土曜日	0：00 ～ 24：00	7名								
		もみじホーム						○				
		日曜日 ～ 土曜日	0：00 ～ 24：00	5名								
		こぶしホーム						○				
		日曜日 ～ 土曜日	0：00 ～ 24：00	7名								
		ききょうホーム						○				
		日曜日 ～ 土曜日	0：00 ～ 24：00	7名								
5	地域活動支援センター事業	大崎市古川障害者地域活動支援センター あしたの広場			○							
		月曜日 ～ 金曜日	9：00 ～ 16：00	25名								
		大崎市古川障害者地域活動支援センター ふれあい広場			○							
		月曜日 ～ 金曜日	9：00 ～ 16：00	20名								
		大崎市古川障害者地域活動支援センター ひだまり			○							
		月曜日 ～ 金曜日	9：00 ～ 16：00	25名								
6	指定特定相談支援事業所	大崎東部相談支援事業所						○				
		月曜日 ～ 金曜日	9：00 ～ 16：00	—								